



》ストップ！不法投棄

不法投棄の監視を強化しています

不法投棄されたごみをそのままにしておくと、新たなごみを呼ぶケースにつながったり、悪臭、ごみの飛散、火災の原因になったりもします。

津市では、定期的なパトロールや不法投棄が多発する場所には、土地の所有者(管理者)の協力の下、監視カメラ・不法投棄禁止看板等の設置を行い、不法投棄者が判明した場合は投棄者自身で処理するよ

うに指導しています。

しかし、投棄者が不明の場合は土地の所有者(管理者)が自らの責任でごみを処理しなければなりません。土地の所有者(管理者)の皆さんは、不法投棄をされにくい環境にするため、定期的な見回りや、草刈り・剪定、土地の周囲をロープや柵で囲むなど、自己防衛をしましょう。



不法投棄防止環境パトロールの様子



監視カメラ



不法投棄禁止看板

不法投棄に関する相談は環境政策課まで

不法投棄を防止するため、監視カメラの設置や不法投棄禁止看板等の配布をしています。不法投棄でお困りの場合は、市本庁舎6階環境政策課(☎229-3258)までご相談ください。 ※監視カメラや不法投棄禁止看板等の個数には限りがあります。

違法な業者に気をつけよう

家庭から出されたごみを収集する際には、津市の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要になりますが、許可を持たない「無許可業者」が、不法投棄の問題に大きく関わっています。

無許可業者が依頼主のごみを不法投棄した場合、投棄者はもちろんのこと、依頼主にも責任が生じます。犯罪に巻き込まれないためにも、津市が許可した適正な収集運搬許可業者に依頼しましょう。業者の一覧は、津市ホームページで見ることができます。



一般廃棄物収集
運搬許可業者



不法投棄された廃棄物

見つけたら連絡を！

ごみの投棄行為に関する情報(日時、場所、投棄者の性別・人数、投棄車両の車種・ナンバー・色、投棄物など)を環境政策課または警察署へ連絡してください。

きれいで住みやすいまちにするため、不法投棄の防止にご協力ください。

問い合わせ

環境政策課 ☎229-3258

津警察署 ☎213-0110

津南警察署 ☎254-0110

